

一般社団法人 東北医科薬科大学医師会

定 款



2020年9月 1日 作成

2021年3月22日 公証人定款認証

2021年4月 1日 一般社団法人設立

一般社団法人 東北医科薬科大学医師会		医師についても会員とする。		第3章 総会	
定款		3 第1項及び第2項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の当法人の社員とする。		(構成)	
第1章 総則		(入会)		第10条 総会は、当法人の全ての会員をもって構成する。	
(名称)		第5条 当法人の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出し、代表理事の承認を得るものとする。		2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。	
第1条 当法人は、一般社団法人東北医科大学医師会と称する。		(会費)		第11条 総会は定時総会と臨時総会とし、主たる事務所の所在地において開催する。	
(事務所)		第6条 当法人の会員は、社員総会（以下総会という）が定める会員規程に基づき会費を納入しなければならない。		2 総会は法令に別段定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。	
第2条 当法人は、主たる事務所を宮城県仙台市福室一丁目12番1号に置く。		(退会)		3 定時総会は、毎事業年度終了後、3カ月以内に開催しなければならない。	
(目的及び事業)		第7条 当法人の会員は、所定の退会届を代表理事に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。		4 臨時総会は、(1)理事会で必要と認められたとき (2)総会員の5分の1の会員から、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって臨時総会の招集の請求があったときは、代表理事は遅滞なくこれを招集しなければならない。	
第3条 当法人は、医道の高揚、医学及び医術の発達と普及、並びに公衆衛生の向上を図るとともに、医学教育の充実を目的とし、次の事業を行う。		2 当法人の会員が死亡したときには退会したものとみなす		5 総会を招集するには、総会の一週間前までに、会議の目的である事項、日時及び場所、その他法人法で定める事項を記載した書面による通知を会員に発しなければならない。	
(1) 医学・医術の振興に関する事業		(除名)		(議長)	
(2) 医学教育の向上に関する事業		第8条 当法人の会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは総会の議決を経て除名することができる。		第12条 総会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故があるときは、当該総会において議長を選出する	
(3) 医師の生涯教育に関する事業		(1) この定款、またはその他の規則に違反したとき		(議決権)	
(4) 公衆衛生の指導、啓発に関する事業		(2) 当法人の名誉を毀損し、又は目的に違反するような行為をしたとき		第13条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。	
(5) 地域医療の推進発展に関する事業		(3) 会費を1年以上納入しないとき		ただし、議長には可否同数のときの採決票としての議決権も付与する。	
(6) 医療の普及充実に関する事業		(4) その他除名すべき正当な理由があると		(権能)	
(7) 保険医療の充実に関する事業		2 前項の規定において除名するときは、代表理事は当該会員に対し、総会の一週間前までにその旨を書面で通知し弁明の機会を与えなければならない。		第14条 総会は次に掲げる事項を決議する。	
(8) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業		(会費等の不返還)			
第2章 会員		第9条 当法人の会員が退会し、又は除名された場合において、既に納入した会費等は、理由の如何を問わず返還しないものとする。			
(会員)					
第4条 当法人の会員は、東北医科薬科大学医学部、東北医科薬科大学病院、東北医科薬科大学若林病院に在籍する医師のうち、当法人の目的及び事業に賛同し、入会した者をもって会員とする。					
2 前項の他、理事会で推薦され、代表理事が承認した					

(1) 定款の変更 (2) 理事及び監事の選任及び解任 (3) 会員の除名 (4) 予算及び決算の承認 (5) 事業計画 (6) 解散及び残余財産の処分 (7) 利益相反取引等 (8) 理事等の損害賠償責任等 (9) 理事会が付与した事項 (10) その他総会で決議するものとして、法人法又はこの定款で定められた事項 (決議)	前条の規定の適応については出席したものとみなす。 (議事録) 第17条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。 2 議長及び総会に出席した理事のうち議長が指名する理事2名は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。 3 議事録は総会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。 (名簿) 第18条 当法人は、この法人の会員の氏名及び住所を記載した名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。	(理事の職務) 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。 3 副代表理事は代表理事を補佐する。 4 代表理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。 (監事の職務) 第22条 監事は、理事の職務の遂行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告書を作成する。 2 監事は、この法人の業務及び財産状況を調査すること並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査する。 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べることができる。 4 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 5 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。 6 監事は、前項の報告をするために必要があるときは、代表理事に対し、理事会を招集するよう請求することができる。 7 監事は、代表理事が前項の請求を受けた日から5日以内に
第15条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し（委任状による出席も含む）、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、次の議決権の3分2以上に当たる多数をもって行う。 (1) 定款の変更 (2) 監事の解任 (3) 会員の除名 (4) 利益相反取引等 (5) 理事等の損害賠償責任等 (6) 解散 (7) その他法人法で定められた事項 (議決権の代理行使等) 第16条 やむを得ない理由にために総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使し、又は当法人の会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、	第4章 役員 (役員) 第19条 当法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 3名以上10名以内 (2) 監事 2名以内 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また2名以内を副代表理事とすることができるものとし、副代表理事をもって副会長とする。 (役人の選任) 第20条 役員は、総会の決議によって選任する。 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。また、代表理事は2名以内の副代表理事を指名することができる。 3 監事は、当法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。	

その請求のあった日から2週間以内の日とする招集通知を
発しない場合は、直接理事会を招集することができる
ものとする。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち
最終のものに関する定期総会の終結の時までとし、再任
を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち
最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任
を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の
任期の満了するときまでとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに
至った場合は、任期の満了又は辞任により退任した後も
新たに選任された者が就任するまで、役員としての
権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、次のいずれかに該当するときは、総会
の決議によって解任することができる。ただし、監事を
解任する決議は、総会員の半数以上が出席し、議決権の3
分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第25条 役員は無報酬とする。

(利益相反取引の制限)

第26条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において当該取引に
つき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のために当法人の事業の部類に属す
る取引をしようとするとき

(2) 自己又は第三者のために当法人と取引をしようとするとき

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他
理事以外の者との間において当法人とその理事と
の利益が相反する取引をしようとするとき

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞
なく、理事会に報告しなければならない。

(理事の報告義務)

第27条 理事は、当法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が
あることを発見したときは、直ちに当該事実を監事に
報告しなければならない。

(理事等の損害賠償責任等)

第28条 理事又は監事は、任務を怠ったことにより、当法人に対し
損害を及ぼしたときは、これによって生じた損害を賠償
する責任を負う。

2 理事が第26条の第1項第1号、第2号、第3号の取引によ
って当法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、
その任務を怠ったものと推定する。

(1) 第26条の理事
(2) 当法人が当該取引をすることを決定した理事
(3) 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛同した
理事

(当法人に対する損害賠償責任の免除)

第29条 前条第1項の責任は、総会員の同意がなければ免除する
ことができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該理事又は監事が、職務を
行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法人法
114条第1項の定めるところにより前項の責任を免除する
ことができる。

第5章 理事会
(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(開催)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき、又は代表理事に事故がある
ときは、副代表理事又は理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

2 代表理事が欠けたとき、又は代表理事に事故がある
ときは、副代表理事又は理事会の議長を務める。

(権限)

第33条 理事会は次の職務を行う。

(1) 本会の業務遂行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項
(4) 代表理事及び副代表理事の選定及び解職

(決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を
除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席
し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的で
あることについて提案をした場合において、議決に
加わることでできる理事の全員が書面又は電磁的記録
により同意の意思を示したときは、その提案を可決する
旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。
ただし、監事が意義を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しないものとする。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印するものとする。

(理事会規程)

第37条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規定による。

第6章 計算

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費及び収入)

第39条 当法人の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の議決を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 選考の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決に

基づき、予算成立の日までに前年度予算に準じ収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

4 第1項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に、備え置き、会員の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の各号の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、定時総会に提出しなければならない。また、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認をうけなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、会員の閲覧に供するものとする。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び役員名簿

(3) 監査報告

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらの数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の不分配)

第42条 当法人は、余剰金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会において、総会員の議決権の3分の2以上の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 当法人は、総会において、総会員の議決権の3分の2以上の決議その他法令に定める事由によって解散することができる。

(残余財産の帰属)

第45条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第8章 公告

(公告の方法)

第46条 当法人の公告は、主たる事務所の会員の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 雑則

(委任)

第47条 この定款の定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(法令の準拠)

第48条 この定款に定めのない事項は、全て法人法その他の法令に従う。

(最初の事業年度)

第49条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から
令和4年3月31日までとする。

附則

1. 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時代表理事	氏名	近藤 丘
設立時理事	氏名	柴田 近
設立時理事	氏名	佐藤 賢一
設立時理事	氏名	田畑 俊治
設立時理事	氏名	小澤 浩司
設立時監事	氏名	太田 伸男
設立時監事	氏名	古川 勝敏

2. 当法人の設立時社員の氏名は次のとおりである。

設立時社員	氏名	近藤 丘
設立時社員	氏名	柴田 近
設立時社員	氏名	佐藤 賢一

